

様式第 6 号（第 5 条関係）

令和 6 年度 政務活動費項目別支出内訳書

愛西市議会議員 佐藤 信男

（単位 円）

	領収書番号	内容	支出額
研 修 費	1	議会運営セミナー東京交通費	22,600
	2	議会運営セミナー受講料	15,000
	3	第86回全国都市問題会議参加費	13,000
	4	地方財政予算セミナー東京交通費	22,600
	5	地方財政予算セミナー受講料	15,000
	6	政務活動費適正支出セミナー京都交通費	11,420
	7	政務活動費適正支出セミナー受講料	25,000
	8	議会運営事例セミナー京都交通費	12,220
	9	議会運営事例セミナー受講料	25,000
	小計		
小計			
小計			
支出額計			161,840
収入額計			204,000
残 余 金			42,160

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

[illegible]

政務活動費支出明細書

氏名		会計年度	領収書番号
佐藤信男		令和6年度	2
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024年5月15日
政務活動費 充当支出金額	<u>金. 15,000 円</u>		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ %） 領収書金額 <u>金. 円</u> 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分(按分人数 <u>人</u> 1人あたり <u>円</u>) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	議会運営セミナー受講料		

《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》

領收証

No. _____

佐藤 信男 様

令和6年5月15日

金額

¥15,000

但 5月15日セミナー受講料として

上記正に領収いたしました

内

消費稅等

現金

收入印紙

7112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究

登録番号 T2011001095530

係

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤信男		令和 6 年度	3 -
項 目	☐ 1 調査研究費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024 年 9 月 3 日
政務活動費 充当支出金額	金. 13,000 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ %） 領収書金額 金. 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	☒全額個人 ☐按分(按分人数 人1人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	第 86 回全国都市問題会議参加費		

会議参加費 領収書

佐藤信男 様

金 13,000 円

但、「第 86 回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和 6 年 9 月 3 日

第 86 回全国都市問題会議実行
会 長 清 元 秀 泰



政務活動費支出明細書

[illegible]

現金出納社員

政務活動費支出明細書

[illegible]

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

[illegible]

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤信男		令和6年度	7
項 目	☐ 1 調査研究費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025年2月10日
政務活動費 充当支出金額	金. 25,000 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ %） 領収書金額 金. 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	■全額個人 □按分(按分人数 人 1人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	政務活動費適正支出セミナー受講料		

《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》

領収書

2025年2月10日

佐藤 信男 様

金額

¥ 25,000

但 2025年2月20日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530

様式第7号（第5条関係）

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤信男		令和6年度	8
項 目	☐ 1 調査研究費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025年3月20日
政務活動費 充当支出金額	金. 12,220 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ %） 領収書金額 金. 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	■全額個人 □按分(按分人数 人1人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	議会運営事例セミナー京都交通費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》 駅-No 530803 領収書-No 8 窓口-No 101 領 収 書 佐藤信男 様 金額 ￥12,220円 「消費税等込み・10%」 但し、乗車券類として 上記金額確かに領収致しました 2025年3月20日 東海旅客鉄道株式会社 登録番号：T3180001031569 ご利用いただきましてありがとうございます 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 蟹江駅 現金出納社員			

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤信男		令和6年度	9
項 目	☐ 1 調査研究費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025年3月17日
政務活動費 充当支出金額	金. 25,000 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ %） 領収書金額 金. 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	■全額個人 □按分(按分人数 人1人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	議会運営事例セミナー受講料		

《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》

領収書

2025年3月17日

佐藤 信男 様

金額

¥ 25,000

但 2025年3月27日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



6 年 5 月 31 日

愛西市議会議員

近藤 武 様

愛西市議会議員 佐藤 信男

先進地調査等成果報告書

(先進地調査を・○研修に・研修を・) 下記のとおり (実施・○参加) しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修費	2024年5月15日		
2. 調査・研修先	東京都豊島区東池袋 (株) 広瀬行政研究所		
3. 調査・研修内容	議会運営委員会の役割と権限		
4. 行 程	名古屋駅～東京 (株) 広瀬行政研究所 東京～名古屋駅		
5. 参加者	全国の地方市議会議員及び地方市議会事務局職員計29人		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	新幹線 名古屋⇄東京	22600
	参加費	地方議員研修参加費	15000
	合 計		37600
7. 成果・提言	別紙のとおり		



先進地調査等成果報告書

(1) 内容

- ・ 議会運営委員会の所管と権限
 地方自治法109条に基づく常設の委員会
 議会運営を円滑にする又は議長の諮問機関としての役割
- ・ 議会運営委員会の位置づけ
 常任委員会、特別委員会と異なる第3の常任委員会
 特別委員会としないのは、恒常的に議会運営について調査・審査するというものではないから
- ・ 議会運営委員会の主な所管事項（議会の運営に関すること）
 ① 議事の順序 ② 発言の順序 ③ 委員会の運営 ④ 特別委員会の設置
 ⑤ 休会中の委員会開会 ⑥ 緊急質問の取り扱い
- ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等の事項
 会議規則・・・地方自治法120条
 委員会条例・・・地方自治法109条
 事務局設置条例・・・地方自治法138条
 図書室設置条例・・・地方自治法100条
- ・ 議長の諮問に関する主な事項
 ① 会期及び会期延長 ② 休会 ③ 議会の秩序 ④ 議案・請願・陳情・動議等
 取り扱い ⑤ 案件の付託委員会
- ・ 議会運営委員会の運営の実務取り扱い事例研究や根拠条文

(2) 成果・提言

議会運営委員会の所管としては、議会の運営、会議規則や委員会条例等の取り扱い、議長の諮問に関する事項としており、性格としては、議会を円滑に運営するための協議機関でもあり議長を支える諮問機関でもある。また、意思決定機関でもあるため、意見を出し合い、なるべく全会一致となるためにも反対の立場から考えたり互譲したりすることである。やむを得ず、どうしても一致しないときは採決することも可能である。議運の運営で留意すべき

事項としては、一部例外を除き議会運営の手続きを協議することである。委員間で意見の対立があっても最後は互譲で一致するようにすることは大切な事である。議運決定事項を必要に応じて見直しをするが決定事項は尊重する。また、会派制をとっている議会は、議運と会派代表者会の区分を明確にしておく必要がある。負託議案や請願の審議を除き、傍聴人の前では互譲が困難であるため公開になじまない。また、議案の負託委員会が不明確な場合議長は、議運に諮問し答申を得て決定するが、この場合執行機関の説明を求めることができる。本会議における質疑と委員会における質疑の区分など、重複質問等議員の発言のあり方について随時協議することもできる。このような基本的なルールを学んだ。まだまだ学ぶべき事項は沢山あるが、今後は、この基本的なルールをベースに、実務をこなしながら取り扱い事例を学んでいきたい。

様式第10号（第6条関係）

令和6年10月30日

愛西市議会議員

近藤 武 様

愛西市議会議員 佐藤 信男

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・〇研修に・研修を）下記のとおり（実施・〇参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2024年10月17日・18日		
2. 調査・研修先	兵庫県姫路市神谷町143番2 姫路市文化コンベンションセンター アクリエひめじ		
3. 調査・研修内容	健康づくりとまちづくり 市民の一生に寄り添う都市政策		
4. 行 程	名古屋駅～姫路駅 アクリエ姫路 姫路駅～名古屋駅		
5. 参加者	全国の市長・市議長・市議会議員約2000人		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	参加費	会議参加費（資料代含む）	13000
	宿泊費	アパホテル	15300
	交通費	新幹線 名古屋⇄姫路	17740
		合 計	46040
7. 成果・提言	別紙のとおり		



先進地調査等成果報告書

健康づくりとまちづくり
市民の一生に寄り添う都市政策

(1) 内容

- ・ 基調講演・・・生命を捉えなおす「動的平衡の視点から」

生物学者・青山学院教授

福岡 真一

現代人が生命の問題を考えると手、足、胴体、頭、といった部品が組み合わさったプラモデルみたいな見方でなく、画期的な生命感、命が流れの中にあり、食べた分子は、身体を構成する分子と絶え間なく交換され続けている。これが、生命体である。このことを「動的平衡」とした。

- ・ 主報告・・・市民の「LIFE」(命・暮らし・一生)を守り支える、
「姫路の健康づくりとまちづくり」

兵庫県姫路市長

清元 秀康

人口減少・少子高齢化が進む困難な時代に市民の「LIFE」を守り町に活力を生み、明るい原動力は、「人」であり、健康は、人づくりの根幹をなすものであると考える。市民の健康づくりを促進するためには、市民の健康状態を把握し、改善・自立を促すだけでなく、市民自らが健康増進に資する活動へ積極的に参画すると共に、日々の生活を送る中で自然と健康になれるような社会環境を構築していくことが重要である。

- ・ 一般報告・・・生き物から学ぶ健康なまち作り

筑波大学システム情報系教授

谷口 守

人口減少が進む中で健康なまち作りを進めることは、現在当たり前のようになっている「競争して儲けることが正しい」という考え方から離れてみる必要がある。市町村へ地方分権を進めることはよいこともあるが、人口の取り合いなど不毛で疲弊を招く競争も少なくない。補助金のカンフルを打って競争を促進するのではなく、周囲と協調しながら都市構造の体質改善を図っていくことが市町村に求められている健康まちづくりの本質である。

- ・ 一般報告・・・都市そのものを健康にするまちづくり

「ストレスを軽減し、リフレッシュできるまちへ」

千葉県流山市長

井崎 義治

我が国の人口減少が加速する中、健康都市運動は、「従来のように保険・医療分

野だけで個人ごとの健康増進を図るのでなく、生活環境や地域社会、学校や企業など、都市のあらゆる分野を視野に入れた取り組みによって、都市そのものを健康にすることで、そこに住む人々の健康で豊かなくらしづくりを推進していこう」というものである。つまり市が推進するすべての政策分野において「健康」を考慮した政策を形成し、推進することで都市生活における市民のストレスを軽減し、リフレッシュできる環境を作り、それを継続的に取り組んで市民の健康と幸せにつなげることである。

・一般報告・・・IT・AIの健康分野への適用例

「健診データ解析と歌唱による誤嚥予防」

兵庫県立大学副学長

畑 豊

健康づくりとまちづくりを考えると、まず市は市民の健康状態を知ることが必要である。健診データを用いて統計解析を実施し健康状態を可視化してみた。ファジイ値を用いた解析結果から健康診断の結果の判断できるようにし、検査指数を導入した。この指数によって健康状態の変化を観察できるようになった。一般的には、高齢者は加齢により身体能力や機能が低下し、若者に比べて健康状態が悪くなる傾向がある。

肺炎と誤嚥性肺炎は分離されて数年経過するが、咽頭から食道・胃へ飲食物を送り込むという一連の動作である「嚥下」が正しく働かないことを「嚥下障害」、飲食物が咽頭、気管に入り込むことを「誤嚥」という。人口の高齢化により、誤嚥性肺炎による死者は増え続けている。嚥下機能評価によると自発的嚥下は歌うことで重要な役割を果たす可能性がある。

これらの2項目は、市民の一生に寄り添うことができ、少しでも各市の健康づくりとまちづくりに役立てば幸いである。

・パネルディスカッション

テーマ「健康づくりとまちづくり」 市民の一生に寄り添う都市政策

コーディネーター・・・中央大学法学部教授

宮本 太郎

地域における健康づくりはこれまで取り組まれてきた領域を大きく終えて、まちづくりそのものと重なってきている。老若男女を問わず「元気人口」を増やすなら自治体の持続可能性も高まります。しかも、健康問題は市民誰もが当事者で誰もが関心高めうるテーマです。市民がまちの将来、働き方やライフスタイルを見直していくきっかけになります。

パネリスト・・・・・・高岡病院児童精神科医

三木 崇弘

「心理社会面から見た子供の健康」

子どもたちは、未来の大人です。20年後30年後の地域や社会を作っているのは間違いなく今の子供です。私たちは、未来の大人のことをきちんと考えている

だろうか。残念なことに、子供達は、とてもしんどくなっているようです。子供たちの悩みの質や置かれた立場が、年年悪くなっているのです。今地域で子供たちが安心して暮らしていけるまちづくりが求められています。幼少期からの体験は、人の価値観形成に大きな影響を与えます。安心できるまちやコミュニティで暮らした子供たちが大人になって安心安全な街づくりに貢献していける。しかし、コミュニティづくりや安心感作りは簡単にできるものではない。

パネリスト・・・NP0 法人日本栄養パトネット理事長

奥村 圭子

食を切り口とした一人一人の望む暮らしを支援する栄養パトロール事業「栄養パトロール」の目的は、健康寿命を延伸することで医療依存度を高めないようにすることです。子供から高齢者まで幅広く実施する自治体の「栄養パトロール」は、0歳から100歳以上の方の自宅を訪問し家族の課題や近所の課題、地域で足りない資源などを聞き取りしながら、食べられない理由を発見します。栄養パトロールは、各市町村の地域特性に応じた課題から生じた食環境を評価し、個々の健康課題を見つけていきます。こういったシステムです。

パネリスト・・・・・・・・・・長野県茅野市長

今井 敦

未来型「ゆい」で紡ぐ健康高原都市・茅野の構築

国家戦略特区である「デジタル田園健康特区」に指定された。地域に住む人の健康を支え続ける、持続可能な仕組みとして地域包括ケアシステムを捉え大切なものを守るためには進化しなければならない。市が主体となり展開したのが「小児オンライン相談サービス」です。夜間休日、オンラインによるチャットで相談対応を行うものです。他には、タクシー等を使った貨客混載による医薬品の効率的な配送など新たなサービスの構築に努めている。他には新しい時代に対応した公共交通の検討を始めた。国家戦略特区は、単独自治体では解決が難しかった課題を解決に導く糸口がつかめる可能性がある。失敗を恐れず果敢に課題解決の取り組みを進め、成功することを願っている。

パネリスト・・・・・・・・・・大阪府泉大津市長

南出 賢一

「未病予防対策先進都市」を目指した「官民連携」「市民共創」のまちづくり健康寿命を延ばすためには、病気になってから、治療するだけでなく、病気になる前の、未病気における対策に加え、市民一人ひとりが自分に合った健康づくりに主体的に取り組む気運の醸成が必要です。健康づくり推進のため「泉大津市健康づくり推進条例」を制定し、「健康状態の見える化」「学びの場の充実」「食育の推進」「多様な選択肢の提供」に取り組むこととした。健康とは何かを考えると現代医療以外の選択肢や食と食を育む自然の大切さに考えが行きつく。今後も、幸福度の向上と、未来指針となる取り組みを育んでいきたい。

(2) 成果・提言

市民の一生に寄り添った「健康づくり」とは何か。大きな課題である。感染の脅威や少子高齢化への対応、そして国民の健康づくりの重要性がここ数年で大きく高まっている。

人口減少・少子高齢化の急速な進行に伴い、日本の社会保障制度は、中負担・中福祉から高負担・高福祉の方向にシフトしつつある。住民、国、自治体のいずれにとっても負担増が懸念される。そんな状況の中、「誰一人取り残されない」、市民の一生に寄り添う都市政策としての「健康づくり」はどうあるべきか大きな難題である。厚生労働省は、自治体による効果的な健康施策展開にあたって「既存データの活用」を呼びかけている。自治体を対象としたデータ活用マニュアルの作成である。わが市においても大いに参考となる健康施策である。関連した最近の動きとして、地域における健康と医療に関する課題解決に「デジタル田園健康特区制度」がある。具体的には、「健康医療情報の連携」「健康医療分野のタスクシフト」「予防医療やAI活用」など先駆的な事業を進めることである。先進的な取り組みとして、積極的に検討すべきである。それ以外に、政策の策定と実施にあたっては、データ活用の支援のほかに、自治体の健康づくりや政策の担い手となり「自治体職員の研修」や「他部署・他部門との連携が」極めて重要になる。また、健康保健部所の職員とそれ以外の部署の職員の連携体制の構築が重要である。今後健康寿命に関して推進時には、大いに参考となると感じる。

2024年度から2035年度までの12年間は「健康日本21（第3次）」による新たな健康づくり施策が展開されることとなり、我が国の健康づくり政策は新たなフェーズへと突入していく。新計画には、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとして掲げている。これを、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性を持つ取り組み」の2つの柱から実現するよう進めるべきである。人生100年時代を迎え、愛西市が健康づくり政策の中で、個々の健康をどう捉え、どのように寄り添っていくのか大きな課題である。

様式第10号

2025年2月13日

愛西市議会議長
近藤 武 様

愛西市議会議員 佐藤 信男

先進地調査等成果報告書

(先進地調査を・○研修に・研修を・) 下記のとおり(実施・○参加)しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2025年1月24日		
2. 調査・研修先	東京都豊島区東池袋 (株) 広瀬行政研究所		
3. 調査・研修内容	持続的な地方財政のための予算		
4. 行 程	名古屋駅～品川駅～池袋駅 (株) 広瀬行政研究所 池袋駅～品川駅～名古屋駅		
5. 参加者	全国の地方市議会議員計12人		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	新幹線 名古屋⇄品川⇄池袋	22600
	参加費	地方議員研修参加費	15000
		合 計	37600
7. 成果・提言	別紙のとおり		



先進地調査等成果報告書

地方財政の現状と課題

財政の健全化、少子高齢化の対応、公共施設等の老朽化、災害対策など多くの課題が生じている。

求められる地方自治

団塊ジュニア世代の高齢化をはじめ人口構造が大きく変化すると共に、高齢の単身世帯が急増することになる。各地域で大きく異なる人口動態となる。これらに関する対応策としては、地方行政のデジタル化、地方行政の広域連携、地方議会などがキーワードとなる。

国と地方公共団体

地方公共団体とは、法律的に国が設置した位置づけで 国が設置した地方公共団体に権限を任せる。上下関係があるわけではない。地域が任された行政任務の範囲の中で、国に依存することなく責任を持った活動、国が地方に行政任務を付与し一定の行政事務を配分。国はそのための財源を保障。

国の財政

どこまでの行政サービス（公共財）を供給するかは、国民が応じてくれる税負担を勘案し決定することになっているが、実際は税負担に対応した形ではなく、予算が不足しても赤字国債で資金不足を補っている。ただし、財政法上は赤字国債の発行を禁上しており、毎年、特例法を制定して発行している。

地方財政

国が地方に対し事務配分を決め、それに応じた財源を配分。歳出に対応した歳入確保が難しいが、赤字地方債の発行はできない制約あり。ただし、例外として臨時財政対策債がある。結果として、行政改革が必要となる。

地方財政制度の中心

地方税においては、財政力格差が大きいため、地方交付税による財政

調整と財源保障を行う。(地方交付税とは総額は地方財政計画で確保し、合理的な基準に基づいて個々の自治体に配分する)

地方財政に求められていること

地方財政運営の在り方には自治体の役割と政策目的を捉えるべきで、適切な政策目的で、なおかつ、ぶれない政策目的が必要であり、当然マネジメント力が必要となってくる。特に最近では、地方創生臨時交付金等の対応が焦点となる。地域課題に即して、オンライン、オンデマンド教育、デバイスの活用などどのようなアイデアが打ち出せたのか。また、予算計上及び予算執行の妥当性を図るべきで、予算決算審査が一体的に審査・調査し、チェック機能の強化が必要である。さらには、審査、調査の見える化が必要で事務事業評価・評価指標等が重要となっている。

地方財政改革のための予算編成

政府の会計は、資金不足をもって財政状況を診断する、現金主義会計である。よって、財政悪化の原因が何かにより対応が異なることになる。これに対し、自治体財政は、借入金を制限し、資金不足に対しては、法に基づき再建規定に従うことになる。財政指標は、将来の動きが捕捉できるものではないが、現在の状況が今後も続く場合を想定しているだけである。例えば、行うべき維持補修などを先送りしている場合、見せかけの財政収支はよい。投資的経費の執行を前倒ししている場合、将来の財政需要は減少するため、決算の数値ほど財政状況は悪くない。自治体運営にあたり、財政状況の正しい認識が不可欠である。財政状況を判断するには、貯金と借金、他の自治体との比較、過去の状況との比較などを分析理解するべきである。従来の予算編成手法は、集中方式・財源割り当て方式・積み上げ方式であったが、現在では、多様な予算編成手法がとられている。中長期的な視点と目標が図られているか、重点化枠が設定されているか、事業別予算で差別化されているかなど予算編成には多様な手法をとるべきである。

成果・提言

安定的な地方税財源の確保と健全な財政運営

持続可能な地域社会を実現するためには安定的な地方財源の確保とワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）に努め健全な財政運営を目指すと共に、住民の安全・安心な暮らしの実現に取り組むことが必要である。地方財政は、少子高齢化による社会保障費の増大に加え人件費の増、物価の上昇により歳出が増加せざるを得ない状況にあり、これを支えるためには、地方税・地方交付税等の安定的な地方財源の確保に努めることが必要である。ワイズスペンディングに関しては、担い手不足が急速に深刻化している中で、行政の効率化・地域課題解決のためのデジタル投資の推進を図るべきである。また、人口減少を踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の集約化・複合化を進めるのが得策であろう。次に、頻発する災害に備え、安心安全な暮らしを実現するために、効果的に取り組む自治体独自の防災・減災対策に取り組むべきである。令和7年度の地方財政対策の内容において具体的に示されています。担い手不足が急速に深刻化する中、自治体 DX・地域社会 DX の取り組みを加速するため「デジタル活用推進事業費」を創設。都道府県が市町村と連携して市町村の求める人材プール機能を確保できるよう地方交付税措置を拡充。公共施設の集約化・複合化の取り組みが十分に進んでいない場合による広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため特別交付税措置を創設。地方独自の防災減災対策として能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充など多くの情報が存在する。こういった情報をいち早く収集し財源の確保に努めるべきだと考えます。今回の研修については、地方財政の概要、予算の概要、予算決算の審査、財政改革、財源の確保など広い範囲での研修が可能であり今後の予算・決算の課題解決に向けて活用していきたい。

様式第10号

令和7年 3月 6日

愛西市議会議員
近藤 武 様

愛西市議会議員 佐藤 信男

先進地調査等成果報告書

(先進地調査を・○研修に・研修を・) 下記のとおり(実施・○参加)しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2025年 2月20日		
2. 調査・研修先	京都市南区東九条西山王町1 京都 JA ビル (広瀬行政研究所)		
3. 調査・研修内容	政務活動費適正支出のチェックポイント		
4. 行 程	名古屋駅～京都(株)広瀬行政研究所 京都～名古屋駅		
5. 参加者	地方市議会議員計5人		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	新幹線 名古屋⇄京都	11420
	参加費	地方議員研修参加費	25000
	合 計		36,420
7. 成果・提言	別紙のとおり		



先進地調査等成果報告書

政務活動費の意義

地方議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部を充てることができる補助金（交付金）・・・・・・地方自治法100条

政務活動費の制度趣旨

政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は、議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて、その使途の透明性を確保しようとしたもの。

政務活動費の支出の対象とならない活動

政党活動・・・・・・政党の維持・運営・党勢拡大党の政策の普及・宣伝等を目的とする活動。

選挙活動・・・・・・特定の選挙について特定の候補者に当選を得させるため、投票を得もしくは得させる目的をもって直接または間接に必要かつ有利な行為をすることや立候補の準備行為等の活動。

後援会活動・・・・・・議員の政治活動を支援することを目的として結成された後援会の維持・運営・会員の募集、獲得等を行う活動。

会計年度

政務活動費には会計年度独立の原則を適用しなければならない義務はない。「会計年度の独立（地方自治法208条）各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」

発生主義・・・・・・収益・費用をもたらす経済的事実が発生した段階で記帳する方式

現金主義・・・・・・収益と費用を現金の受け渡しの時点で認識し、記帳する方式

会費・参加費（研修費）

会費の支出目的が市政に関連するものかどうか。行政施策を遂行する上で有益なものであって議会の審議の充実強化に資するものかどうか。会費の金額が社会通念上不相当に高額であると認められるかにより判断する。

広報費（広報誌の支出）

議会において、住民の意思を適正に反映させることは、必要不可欠であり、住民の意思を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要である。議会活動及び市政に関する政策等を住民に知らせることは、市政に対する住民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有する。したがって、議会活動や市政に関する政策等を広く住民に知らせ、地方議員として住民から意見を聴取、収集するための前提知識等を提供するために必要な広報活動が広報誌のどの程度を占有するかによる面積により判断する。

備品の取り扱い

会派控室で使用する各種備品については、通常議会活動の基礎となる調査研究活動のために必要性を要すると考えられる。また、政務活動費が交付された議員が所有する備品は、公金により購入されたものであるから、議員が辞職した場合、議員個人として所有権を引き継ぐことはできない。

政務活動費に関する住民監査請求

住民監査請求の期限については、地方自治法242条第2項により「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定しているため、長が政務活動費の不当利益の返還請求を怠っているとの事実を監査請求の対象とするため期限が無いと解される。（不当利益返還請求権の時効が10年であることから、これを経過すれば長が不当利益を返還する請求を行うことができない）

成果・提言

政務活動費の意義・制度趣旨・対象、国会における立法事務の説明から、政務活動費の現状として、交付状況、交付対象、交付方法交付月額、交付時期などの状況把握、支出にあたっての按分の考え方、会計年度の取り扱い、使途基準マニュアルから個別の具体的判例に基づく扱い方の講義、また終了後の収支報告書の訂正や提出期限後の取り扱い、住民監査請求、政

務活動費の透明性の確保にいたるまで、議会活動における活動内容を鑑みての内容説明は、今後の議会活動の幅を広くし、考え方を深くするのに適切であり、会派、議員として活動や、調査・研究活動にも利活用していきたい。